新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の退職手当に関する条例 (昭和35年条例第12号) の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定

は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例(次項において「新 条例」という。)附則第11項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第10条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、失業者の退職手当の支給期間に関する特例を定めるため、及び特定退職者の退職手当の給付日数に関する暫定措置を延長する等のため、本案を提出する。